

不服審査における裁決理由と道の考え方

1 全体

事務手続きに明らかな瑕疵がないか。(法令等に反する処分を行っていないか)。

道の考え方

ここでいう、明らかな瑕疵とは、認定調査を行わず認定処分を行った、サービスの利用意向調査を行わず支給決定した等の場合を想定している。

2 障害支援区分に係る処分

- (1) 一次判定結果の確定がなされているか(認定調査の結果、特記事項、医師意見書の内容の矛盾がないか)。

道の考え方

一次判定の確定の際には、認定調査票、特記事項、医師意見書等の間に矛盾がないかを検証し、矛盾があった場合はそれを解決しなければならない。

解決には再調査、再度医師意見書の提出を求めること等が考えられるが、矛盾があってはならないというわけではなく、一次判定の際にその理由が整理されていれば良い。

このため、できれば医師意見書は認定調査前に提出を受け、その内容を踏まえた上で調査することが望ましい。

- (2) 確定した一次判定結果を原案として、「特記事項」、「医師意見書」の内容を総合的に勘案した上で、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合い」に相当するか。

道の考え方

二次判定において、認定調査票等の矛盾のチェックのみで、一次判定において勘案されていない事項についての検証が行われていない例が見受けられる。

一次判定の結果を変更する場合には、区分省令に定める区分毎の条件(状態像)を参考に、一次判定の結果を変更する妥当性について、検証する必要がある。

一次判定の結果が「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」と確定した認定調査項目について、その認定調査項目に係る特記事項の具体的な記載内容から、「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」を選択する場合に必要とされる支援の度合いとは異なるものと判断される場合においては、一次判定の結果を変更することについて検討することは可能。

3 支給決定（支給量等）に係る処分

- (1) 概況調査票の内容（単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）やサービス利用に関する意向の具体的内容等を勘案しているか。

道の考え方

概況調査（単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）が十分になされ、サービス利用に関する意向の具体的内容等についても十分に調査している必要がある。

サービス利用に関する意向調査については、制度説明（制度上受けられるサービス等）を十分に行った上で、実際に受けたいサービスの内容を確認する必要がある。

- (2) 市町村の「支給決定基準」に基づき支給量、支給要否等が判断されているか。

道の考え方

平成18年7月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡により、「市町村が介護給付費等の支給決定処分を公平かつ適正に行うためには、行政手続法第5条に規定する審査基準に該当するものとして、あらかじめ、支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」としており、不服審査会等においては、「基本的には市町村が策定した支給決定基準が公平かつ適正に適用されているかどうかを中心に審査を行う」ととされていることから、道不服審査会では、厚生労働省の考え方を踏まえた審査を行うこととしている。

- (3) 「支給決定基準」と乖離する支給決定を行う場合に、市町村審査会の意見を聴くなど、決定内容についての十分な検証を行っているか。

道の考え方

多くの市町村は「支給決定基準」において、基準を超えた決定をする場合に市町村審査会に諮るという規定を定めている。支給決定基準以内の決定をする場合であっても、利用者の意向と乖離する決定を行う場合には市町村審査会に諮るなどし、支給決定処分の公平性、客観性を図るための措置が必要と考える。

4 利用者負担に係る処分

所得認定等において不備はないか。

道の考え方

世帯として認定する範囲等が妥当であるかが判断のポイントとなる。

18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く。）の場合は、障害のある方とその配偶者、また障がい児（施設に入所する18、19歳を含む。）の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となっている。